

青森風力開発株式会社及び日本風力開発株式会社「(仮称)陸奥湾洋上風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成31年1月7日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)陸奥湾洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、青森風力開発株式会社及び日本風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県上北郡横浜町及び野辺地町
原動力の種類：風力(洋上)
出力：最大800,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 11月27日
環境大臣意見受理	平成30年 2月15日
経済産業大臣意見発出	平成30年 2月22日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 7月13日
住民意見の概要等受理	平成30年 9月18日
青森県知事意見受理	平成30年 12月14日
経済産業大臣勧告発出	平成31年 1月 7日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、須之内

電話03-3501-1742(直通)

青森風力開発株式会社及び日本風力開発株式会社「(仮称)陸奥湾洋上風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 鳥類の目視観察による調査には限界があり、生息状況を確認できないおそれがあることから、海鳥の専門家から意見を聴取した上で、目視観察を補完する調査の追加を検討するとともに、適切な調査時期及び期間を設定すること。
2. 風力発電設備の基礎構造は着床式とする計画であるため、基礎の杭打工事により発生する水中騒音が海域に生息する動物に影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じて最新の科学的知見を踏まえた適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
3. 海棲哺乳類の水中音響調査について、対象事業実施区域の中央に調査地点がなく、事業の実施による当該動物への影響を把握できないおそれがあることから、水深等を勘案し、必要に応じて調査地点を追加すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)